株 主 各 位

大阪市西区九条南三丁目1番20号 **清和中央ホールディングス株式会社** 代表取締役社長 阪 ト 正 章

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月26日(月曜日)午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成30年3月27日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- 2.場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号 御堂筋本町アーバンビル11階 鐵鋼會館 5・6号会議室
- 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第64期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第64期 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

<株主提案(第4号議案および第5号議案)>

第4号議案 取締役3名の選任の件

第5号議案 配当金額を配当性向30%にする件

(株主提案(第4号議案および第5号議案)に係る議案の要領は、後記 「株主総会参考書類」の27頁から29頁までに記載のとおりであります。)

4. その他議決権の行使についてのご案内

第1号議案および第5号議案への議決権行使について

会社提案の第1号議案と株主提案の第5号議案は、いずれも剰余金の処分に関する 議案であるため、両立しない関係にあります。従いまして、書面により、第1号議 案および第5号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号 議案および第5号議案への議決権の行使はいずれも無効となりますので、ご注意い ただきますようお願い申しあげます。

なお、書面により議決権を行使いただく場合、他の議案含め、各議案について賛 否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があ ったものとして取り扱うこととさせていただきます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 当社は、法令および定赦第17条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp) に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費は天候不順等から動きは緩慢ながらも雇用環境の改善継続から回復の兆しが見え始め、また、企業の設備投資、輸出、生産も持ち直しの動きが継続する等企業活動も総じて堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調となりました。一方、国際経済は、米国の安定した雇用情勢と着実な景気回復の継続、欧州ユーロ圏も緩やかな回復基調を維持、中国では各種政策効果から持ち直しの動きが続き、さらに、ASEAN諸国も総じて緩やかに回復する等、世界景気は緩やかに回復しましたが、先行きについては、欧州、中東、アジア各地の地政学的リスクの影響やトランプ政権の不安定性、政策に関する不確実性の影響等に留意が必要な状況となりました。

鉄鋼業界におきましては、国内外の鋼材需要が底堅く推移する中、夏場には少し停滞したものの、年初は安すぎた鉄鋼資源価格の回復が要因となり、また、秋口からは中国政府による地条鋼メーカーの強制操業停止の影響も相まって世界的に鉄鋼需給が引き締まった結果、鉄鋼製品価格は年間を通して上昇する展開となりました。

このような経営環境下において、当社グループは一層の収益重視姿勢を高め、 仕入面においては在庫量の適正化に注力、販売面においては適切な販売量の確保 と販売価格の設定に重点を置き、きめ細かく営業活動を展開してまいりました。 その結果、当連結会計年度の売上高は454億4百万円(前年同期比8.7%増)、営業 利益は13億63百万円(前年同期比46.4%増)、経常利益は14億31百万円(前年同期 比40.9%増)、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は9億28百万 円(前年同期比36.4%増)となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当連結会計年度事業実績に鑑みて、会社提案として1株当たり普通配当50円としてお諮りさせていただきます。

(セグメント別業績)

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売 上 高 (百万円)	前期比増減率(%)
西日本	23, 186	3. 9
東日本	22, 300	14. 1
その他	581	12.9
計	46, 067	8. 7
セグメント間の内部売上高又は振替高	△663	-
連結計算書類の売上高	45, 404	8. 7

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

	区	分	第 61 期 (平成26年12月期)	第 62 期 (平成27年12月期)	第 63 期 (平成28年12月期)	第 64 期 [当連結会計年度] (平成29年12月期)
売	上	高(百万円)	51, 641	49, 034	41, 785	45, 404
経	常利	益(百万円)	879	899	1, 015	1, 431
	社株主に帰属 期 純 利		578	596	680	928
1 株	き当たり 当其	朝純利益(円)	147. 74	152. 37	173. 79	237. 09
総	資	産(百万円)	34, 711	30, 237	28, 789	31, 876
純	資	産(百万円)	11, 132	11, 691	12, 305	13, 323
1 核	ま当たり 純	資産額(円)	2, 794. 51	2, 935. 60	3, 090. 34	3, 346. 19

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の	出資比率	主	要	な	事	業	内	容
清 和 鋼	業株式	式 会 社		300百万	万円		100.0%	鋼材	販売	事業				
中央鋼	材株式	式 会 社		100百万	万円		96.2%	鋼材	販売	事業	· 不	動産	賃貸	事業
大宝鋼	材株式	式 会 社		75百万	万円	*	100.0%	鋼材	販売	事業				
清和サー	ービス株	式会社		20百万	万円	*	100.0%	鋼材	荷役	およ	び保	管管	理事	業

- (注) 1. 中央鋼材㈱の出資比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. ※印は子会社の出資による比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

숲	社	名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
洧	青和鋼業株式	弋会社	大阪市西区九条南三丁目1番20号	4,239百万円	12,635百万円

(6) 対処すべき課題

わが国経済の見通しは、良好な雇用環境の維持、生産性向上と働き方改革の取り組み推進による所得環境の改善や各種政策による緩やかな景気回復の継続が期待されます。欧州、中東、アジア各地の地政学的リスクや各国政策に関する不確実性の影響懸念もありますが、世界経済も緩やかな景気回復基調が続くと思われます。

鉄鋼業界におきましては、総じて緩やかな需要拡大が続くと思われますが、速 やかな改善が期待できない人手不足による工事遅延リスクの課題は続くものと思 われます。

一方、鋼材価格については、堅調な需給環境下、下振れするリスクは低いと思われますが、為替の動向が国内鋼材価格の適正化に大きく影響するリスクがあります。

当社グループといたしましては、かかる環境に対応すべくさらに収益重視の姿勢を堅持、経営基盤を強化し存在感ある企業を目指します。

- ① 為替動向に留意し、鉄鋼市況の国際的変動に素早く対応すべく、短期対応でのきめ細かい在庫調整に努めます。
- ② 取引先のニーズを的確に把握して、「必要なときに」「必要なものを」「必要な 量だけ」を迅速かつ確実に提供するためのきめ細かく柔軟な営業体制の充実に 注力し、既存取引先におけるシェアアップ、新規取引先の拡大を図ります。
- ③ 運賃・荷役費用等の合理化を推進し、一層のコスト削減を図ります。
- ④ 与信管理を徹底し、不良債権の発生を未然に防止するように努めます。
- ⑤ 企業の成長維持のために、次世代を担う人材の育成に力を入れ、戦力強化に 努めます。

(7) 主要な事業内容(平成29年12月31日現在)

当社グループは、当社および子会社6社で構成され、鋼材の卸売を主な事業内容としており、当事業に関連する加工、請負工事、荷役業務、さらに不動産賃貸事業も行っております。

(8) 主要な営業所および倉庫・工場 (平成29年12月31日現在)

① 当 社 大阪市西区九条南三丁目1番20号

② 子会社等

清和鋼業株式会社 大阪市西区

支 店 九州支店(北九州市若松区)

岡山支店(岡山県都窪郡)

営業所 和歌山店(和歌山県岩出市)

倉庫 堺スチールセンター (堺市堺区)

九州倉庫(北九州市若松区)

岡山倉庫(岡山県都窪郡)和歌山倉庫(和歌山県岩出市)

中央鋼材株式会社
東京都中央区

支 店 東北支店(宮城県岩沼市)

事業部 鉄構事業部古河営業室(茨城県古河市)

倉庫・工場 浦安鉄鋼センター (千葉県浦安市)

浦安H形鋼センター(千葉県浦安市) 岩沼鉄鋼センター(宮城県岩沼市)

古河工場(茨城県古河市) 第二工場(栃木県小山市) 第三工場(栃木県栃木市) 岩沼工場(宮城県岩沼市)

大宝鋼材株式会社 大阪市西区 清和サービス株式会社 堺市堺区 サンワ鋼材株式会社 茨城県古河市

(9) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

北進鋼材株式会社

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
			193名	4名増

埼玉県八潮市

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託36名を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社三菱東京UI	J銀行		1	1,070百万円
株式会社りそか	銀 行			700百万円
株式会社商工組合中	央 金 庫			500百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 12,000,000株

② 発行済株式の総数

3,922,000株

③ 株主数

236名

④ 大株主 (上位10名)

	株			Ē	È			名		持	株	数	持	株	比	率	
												株					%
株	式	会	社	ワ	イ	工	A	۲°	_		5	30, 500				13. 55	
エ	ス	ケ	_	興	産	株	式	会	社		4	95, 800				12.66	
阪			上			正			章		4	40,780				11. 26	
阪			上			恵			昭		2	81,800				7. 20	
阪		上		₹	导		美		子		2	48,600				6.35	
大	和	4	削	罐	株	Ī	t	会	社		2	23, 500				5.71	
Щ			П			久			_		2	04,800				5. 23	
Щ	П	Ē	興	産	株	Ī	t	会	社		1	85,600				4. 74	
エ	A	工	A	建	材	株	式	会	社		1	30,000				3. 32	
加			藤			匡			子		1	15, 700				2. 95	

⁽注) 持株比率は自己株式(6,309株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況

会	社におり	ける地位		氏			名	担当および重要な兼職の状況
代 表	取締	役 社	長	阪	上	正	章	清和鋼業㈱代表取締役 中央鋼材㈱取締役会長 清和サービス㈱代表取締役 エスケー興産㈱代表取締役
常	務取	締	役	阪	上	恵	昭	管理本部長 清和鋼業㈱常務取締役営業本部長
取	締		役	西	本	雅	昭	管理本部副本部長兼経営企画部長 兼経理部長 清和鋼業㈱取締役 中央鋼材㈱監査役
取	締		役	後	藤	信	=	中央鋼材㈱代表取締役 清和鋼業㈱取締役
常	勤監	查	役	上	Щ		公	清和鋼業㈱監査役
監	查		役	杉	本		武	
監	査		役	岸		保	典	

- (注) 1. 監査役上山 公、杉本 武、岸 保典の3氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役上山 公氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるお それのない独立役員であります。
 - 3. 監査役杉本 武氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知 見を有しております。
 - ② 事業年度中に退任した取締役および監査役 該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

			支	給	人	員	支	給	額
取	締	役				3名			62,450千円
監	査	役				3名 3名)			5,280千円
(うち	社外監査?	役分)			(3名)		(5,280千円)
合		計				6名			67,730千円
(うち	5社外役員	(分)			(6名 3名)		(5,280千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役 4 名、監査役 3 名でありますが、うち取締役 1 名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
 - 3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7,130千円(取締役3 名分6,650千円、監査役3名分480千円)が含まれております。
 - 4. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,200千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、現時点において取締役会を、主として重要な業務執行についての議論を行い、経営に関する意思決定を行う機関と位置付けております。そして、鉄鋼流通業界は市場環境の変化が激しく、当社においては当社の事業特性を踏まえた機動的で効率的な経営が重要となるため、当社における取締役は、鉄鋼流通業界に精通した能力、識見、当社事業内容に対する見識等を有していることが必要と考えております。従って、現時点の当社において、モニタリングを主たる役割とする社外取締役を選任することは、過度な責任負担を負っていただくこととなるばかりか、かえって当社の取締役会の機能を低下させるおそれも否定できないと考えております。

一方、監査役会設置会社である当社においては、取締役会が取締役の職務執行の監督を行うことに加え、3名の監査役(全員社外監査役で1名は独立役員)においても、コーポレート・ガバナンスの充実のためのモニタリング機能を果たしております。当社の監査役は、それぞれ多様な専門的知見を備えた社外監査役であり、取締役会やその他の重要な会議等にも出席し、様々な角度からの助言、提言を客観的見地から行っており、状況に応じて取締役から職務の執行状況を聴取する等の方法で適切な牽制機能を果たしております。さらに、定期的に会計監査人と情報交換を行い、随時、内部監査室とも情報を共有し、監査・牽制機能の充実が図られております。従って、当社監査役によるモニタリング機能は十分機能しております。

以上から、現時点において、当社の業種、業態に鑑みて、社外取締役を選任していない現在の体制が最も適切であり、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は十分に確保されていると判断しております。

- ロ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 監査役上山 公氏は、清和鋼業株式会社の監査役であります。清和鋼業株 式会社は当社の100%出資子会社であります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

区	分	氏	名	主 な 活 動 状 況					
		上 山	公	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。					
監査	監 査 役	杉本	五	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。					
		岸	保 典	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。					

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
・当事業年度に係る報酬等の額		48, 0	00千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額		48, 0	00千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 - 2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の 職務遂行状況および報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、 会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め同意いたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取 締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の体制および方針

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保す るための体制

当社および子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役および使用人は、社会の構成員として、「社員倫理規程」に基づき、社会規範・倫理観をもって行動し、法令を遵守するとともに経営の効率性を高めて、会社の永遠の発展に貢献する。

取締役は、忠実に業務を執行し、「内部通報規程」の設置等コンプライアンス 体制の整備・強化に努める。

- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類に ついては、法令および「文書管理規程」等により適切に作成・保存し、情 報漏洩を防止する。
 - ・個人情報および個人データに関しては、「個人情報保護規程」の遵守を徹底する。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループ全体的なリスク管理の精度を上げるため、当社グループの取締役および事業子会社取締役・執行役員等で構成される「リスク管理委員会」を設置し「リスク管理規程」に基づき、適切な対応を適時検討する。
 - ・当社グループ各部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。
 - ・当社グループ各部門の長は、想定されるリスクを洗い直し、対応策の検討 や教育を行うための管理体制を整備する。
 - ・不測の事態発生の場合は、代表取締役社長の指揮下、迅速に損害を抑制する横断的な体制を整える。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定のスピードアップを図るとともに、法令に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項については、慎重に意思決定を行う。
 - ・当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、担当部門ごと の業績目標を明確化し、責任を明らかにする。

- ホ. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための 体制
 - ・子会社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営成績、財務状況等については定期的に当社取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社との連携・情報の共有化を行いながら、規模、事業の特性 等を踏まえて、当社と連携し、内部統制システムを整備することを基本と する。
 - ・子会社の管理状況および業務執行状況に対し、内部監査室長は当社グループの監査役と連携し、定期的に監査を行う。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタ ッフを設置する。監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は監査 役の下にあり、独立性を確保する。
- ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事実が 発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法 または不正な行為を発見したときは、監査役または内部監査室長に報告す る。また、当該報告に関して不利な取扱いを禁止するとともに、内部通報 窓口を設け、その旨を周知する。
 - ・内部監査室長は、監査役と協議のうえ、定期的または不定期的に内部監査 した部門のリスク管理体制について報告する。
- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、会計監査人、内部監査室長等と緊密な連携および情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
 - ・監査役は、必要に応じて代表取締役社長と意見を交換する。
 - ・監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用するため の費用の支出等当該職務の執行について生ずる費用を求める場合、当社は 職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- リ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
 - ・当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的 勢力から接触を受けた場合、不当要求は一切受けず、警察当局、顧問弁護 士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨む。

・当社は、企業防衛を目的とした外部団体に所属し、反社会的勢力に関する 防衛指導を受けるとともに情報交換および情報の共有化を図る。また、対 応統括部署は総務部とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、 必要に応じて関連部署と協議のうえ対応する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、特に 当社の内部監査室が中心となってモニタリングし、必要が認められた場合には 適時改善を進めております。

ロ. コンプライアンス

上記①の方針に基づいた運用を行っていることに加え、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも整備し、連携を図ることでグループ全体のコンプライアンス向上に努めております。

ハ. リスク管理

当社およびグループ各社は、定期的にリスク管理委員会を開催し、想定されるリスクに関して適切な対応を適時検討しております。

二. 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

⁽注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満は切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流 動 資 産	22, 710, 837	流 動 負 債	16, 745, 302
現金及び預金	822, 098	支払手形及び買掛金	12, 249, 517
受取手形及び売掛金	15, 344, 217	短 期 借 入 金	2, 500, 000
商品	3, 706, 420	未払法人税等	351,000
繰 延 税 金 資 産	41, 929	賞 与 引 当 金	22, 033
前 渡 金	2, 474, 644	役員賞与引当金	45, 000
そ の 他	382, 520	そ の 他	1, 577, 752
貸倒引当金	△60, 992	固定負債	1, 807, 911
固 定 資 産	9, 166, 114	長期借入金	100, 000
有 形 固 定 資 産	6, 972, 384	繰 延 税 金 負 債	1, 179, 497
建物及び構築物	1, 318, 287	退職給付に係る負債	164, 458
機械装置及び運搬具	682, 808	役員退職慰労引当金	229, 120
土 地	4, 947, 781	そ の 他	134, 834
そ の 他	23, 507	負 債 合 計	18, 553, 213
無 形 固 定 資 産	45, 101	(純資産の部)	
ソフトウェア	41, 692	株 主 資 本	12, 295, 535
そ の 他	3, 409	資 本 金	735, 800
投資その他の資産	2, 148, 627	資本 剰余金	601, 840
投 資 有 価 証 券	1, 537, 022	利 益 剰 余 金	10, 984, 007
繰 延 税 金 資 産	13, 959	自 己 株 式	△26, 112
そ の 他	597, 971	その他の包括利益累計額	807, 119
貸 倒 引 当 金	△325	その他有価証券評価差額金	807, 119
		非 支 配 株 主 持 分	221, 083
		純 資 産 合 計	13, 323, 738
資 産 合 計	31, 876, 951	負債及び純資産合計	31, 876, 951

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

	禾	4		F				金	額
								千円	千円
売		上		高					45, 404, 141
売	上	原	Ţ	価					40, 235, 897
	売	上	総		利		益		5, 168, 244
販	売 費 及	び一般	管	理 費					3, 804, 704
	営	業		利			益		1, 363, 540
営	業	外	収	益					
	受 取	利 息	及	び	配	当	金	36, 869	
	仕	入		割			引	52, 697	
	そ		0)				他	25, 185	114, 752
営	業	外	費	用					
	支	払		利			息	8, 331	
	そ		0)				他	38, 313	46, 645
	経	常		利			益		1, 431, 646
1	锐 金 等	調整	前	当 期	純	利	益		1, 431, 646
Ì	去 人 税、	住 民	税	及て	ず 事	業	税	547, 927	
Ì	法 人	税	等	調	虫	Ē	額	△62, 745	485, 182
3	当 其	朝	純		利		益		946, 464
3	非支配株	主に帰	属	する当	貞期;	純利	益		18, 104
¥	親会 社株	主に帰	属	する当	期:	純 利	益	- In . It . It	928, 360

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	735, 800	601, 840	10, 149, 623	△26, 112	11, 461, 151
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△93, 976		△93, 976
親会社株主に帰属する当期純利益			928, 360		928, 360
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1	834, 383	-	834, 383
当 期 末 残 高	735, 800	601, 840	10, 984, 007	△26, 112	12, 295, 535

	その他の包括	舌利益累計額		
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	639, 669	639, 669	204, 858	12, 305, 679
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△93, 976
親会社株主に帰属する当期純利益				928, 360
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	167, 450	167, 450	16, 224	183, 675
当期変動額合計	167, 450	167, 450	16, 224	1, 018, 059
当 期 末 残 高	807, 119	807, 119	221, 083	13, 323, 738

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科目	金額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流 動 資 産	1, 974, 835	流 動 負 債	1, 900, 378
現金及び預金	36, 403	短期借入金	1,820,000
短 期 貸 付 金	1,800,000	未 払 金	20, 984
繰 延 税 金 資 産	1, 289	未 払 費 用	9, 012
そ の 他	137, 141	未 払 法 人 税 等	8, 659
固 定 資 産	10, 660, 683	預 り 金	27, 700
有 形 固 定 資 産	803, 674	賞 与 引 当 金	4,600
建物	112, 482	そ の 他	9, 421
構築物	239	固 定 負 債	718, 021
機 械 及 び 装 置	890	長 期 借 入 金	100, 000
工具、器具及び備品	9, 234	繰 延 税 金 負 債	389, 676
土 地	680, 828	退職給付引当金	23, 205
無形固定資産	39, 128	役員退職慰労引当金	187, 950
ソフトウェア	39, 128	そ の 他	17, 190
投資その他の資産	9, 817, 879	負 債 合 計	2, 618, 400
関係会社株式	9, 792, 186	(純資産の部)	
そ の 他	25, 692	株 主 資 本	10, 017, 118
		資 本 金	735, 800
		資本 剰余金	601, 840
		資 本 準 備 金	601, 840
		利 益 剰 余 金	8, 705, 590
		利 益 準 備 金	52, 762
		その他利益剰余金	8, 652, 827
		固定資産圧縮積立金	67, 692
		別途積立金	5, 550, 000
		繰越利益剰余金	3, 035, 135
		自 己 株 式	△26, 112
		純 資 産 合 計	10, 017, 118
資 産 合 計	12, 635, 518	負債及び純資産合計	12, 635, 518

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

	禾	4		目			金	額
							千円	千円
営	業	収		益				581, 260
営	業	費		用				346, 988
	営	業		利		益		234, 271
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	8, 290	
	そ		0)			他	275	8, 566
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	5, 543	
	そ		0)			他	627	6, 170
	経	常		利		益		236, 668
Ŧ	兑 引	前 当	期	純	利	益		236, 668
Ý.	去人税、	住 民	税	及び	事 業	税	24, 500	
Ž.	去 人	税	等	調	整	額	△1,000	23, 499
È	当 其	朝	純	利	J	益		213, 169

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

(単位:千円)

			株		主	資		本			
		資本乗	前 余 金	利	益	剰	余	金			
資本金	資本金		資 本		その他利益剰余金		余金	利益自己株式	自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資 本準備金	資 本 金 計	利 益準備金	固定資産 圧 縮 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金計		п н	
当期首残高	735, 800	601, 840	601, 840	52, 762	67, 692	5, 550, 000	2, 915, 942	8, 586, 397	△26, 112	9, 897, 925	9, 897, 925
当期変動額											
剰余金の配当							△93, 976	△93, 976		△93, 976	△93, 976
当期純利益							213, 169	213, 169		213, 169	213, 169
当期変動額合計	_		_		-	-	119, 192	119, 192	-	119, 192	119, 192
当期末残高	735, 800	601, 840	601, 840	52, 762	67, 692	5, 550, 000	3, 035, 135	8, 705, 590	△26, 112	10, 017, 118	10, 017, 118

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人 指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 印 指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 即 業務執行社員 公認会計士 北 口 信 吾 即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の平成29年1月 1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算 書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清和中央ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人 指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 印 指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 即 業務執行社員 公認会計士 北 口 信 吾 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が 作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しまし
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を 受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制ンステム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行 われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条名号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年 10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本 等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。
- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
 - ③ 内部統制ンステムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月16日

清和中央ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上 山 公 即

監 査 役 杉 本 武 印

監 査 役 岸 保 典 印

(注) 監査役上山 公、杉本 武及び岸 保典は、社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

第64期の期末配当につきましては、安定的な配当を継続することを基本としつつ、業績、経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金50円 総額195,784,550円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選仟の件

本総会終結の時をもって監査役杉本 武氏は辞任いたしますので、監査役1 名の選任をお願いするものであります。

なお、小西弘之氏は、杉本 武氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
示 西 弘 堂 (昭和28年2月21日生)	昭和51年4月 大阪国税局 入局 平成18年7月 阿倍野税務署長 平成19年7月 大阪国税局調査第一部調査総括課長 平成21年7月 東淀川税務署長 平成23年7月 大阪国税局調査第二部次長 平成24年7月 下京税務署長 平成25年8月 税理士事務所開設 平成29年6月 田岡化学工業㈱社外取締役(監査等委員) (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小西 弘之氏は社外監査役候補者であります。同氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任されます監査役杉本 武氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることに ご一任願いたいと存じます。

退任する監査役の略歴は、次のとおりであります。

1				
		氏	名	略歷
ı				* par Albana
	杉杉	本	武	平成8年3月 当社監査役(現在)

<株主提案 (第4号議案および第5号議案) >

第4号議案および第5号議案は株主からのご提案によるものであります。 なお、第4号議案および第5号議案の提案株主(1名)の議決権の数は1,043個であります。

第4号議案 取締役3名の選任の件

以下については、提案株主から提出された株主提案書に記載された内容を転記したものであります。

提案の内容及び提案の理由

議案 取締役3名選任の件

本総会において、新任社外取締役として<u>下記3名</u>の者の選任をお願いするものであります。その取締役各候補者は、次のとおりであります。

① 候補者 氏名 田村 達也 (たむらたつや)

(昭和13年10月11日生まれ)

略歷 昭和36年3月 東京大学法学部卒

昭和36年4月 日本銀行入行

平成4年2月 同行理事 大阪支店長

平成8年4月 A.T.カーニー㈱会長

平成11年4月 社団法人経済同友会幹事

平成11年6月 オリックス㈱社外取締役 平成12年6月 スルガ銀行㈱社外取締役

平成14年5月 グローバル経営研究所 代表 (現職)

平成14年6月 日本テレコム㈱社外取締役

平成15年3月 日本コーポレートガバナンスネットワーク代表理事

平成15年6月 ㈱スカイパーフェクトコミュニケーションズ社外取締役

平成20年6月 オートバックスセブン(㈱取締役 平成21年6月 日本興亜損害保険㈱社外取締役

平成22年6月 ㈱新生銀行社外監査役

平成27年9月 日本コーポレートガバナンスネットワーク特別顧問(現)

平成28年6月 イーレックス㈱取締役(現職)

② 候補者 氏名 若杉 敬明(わかすぎたかあき)

(昭和18年3月11日生まれ)

略歷 昭和41年3月 東京大学経済学部卒

昭和60年6月 東京大学経済学部教授

平成2年9月 ミシガン大学ロス・ビジネススクール

ミツイライフ金融研究センター理事 (現在に至る)

平成16年6月 東京経済大学経営学部教授

平成17年6月 ㈱リコー社外取締役

平成18年4月 JFEホールディングス㈱監査役

平成19年6月 ㈱NTTドコモ監査役 平成21年6月 日本水産㈱社外取締役

現職 東京大学名誉教授

ミシガン大学ロス・ビジネススクール

ミツイライフ金融研究センター理事

日本コーポレートガバナンス研究所所長

③ 候補者 氏名 武 正雄(たけ まさお)

(昭和24年11月13日生まれ)

略歷 昭和48年3月 慶應義塾大学商学部卒

昭和48年4月 野村證券株式会社入社

昭和61年7月 野村證券自由が丘支店支店長

平成15年4月 財団法人資本市場研究会 業務部長

平成17年10月 BWアセットマネジメント㈱設立 代表取締役 (現職)

提案の理由;

アベノミクス成長戦略の要は、コーポレートガバナンス改革にあります。その本懐は長期的かつ持続的企業価値向上を目指した「密室経営」からの脱却(2015年7月31日付け日経新聞)であり、清和中央ホールディングスこそ社外取締役を受け入れ、取締役改革に取り組むことによりガバナンス改革の模範会社(ベストプラクティス)になる可能性を秘める会社だと考えます。このたびの社外取締役導入案は、清和中央ホールディングスを更なる超優良企業へ導く大きなチャンス(転機)であります。上記3名の社外取締役の選任により模範的な取締役会改革がなされ、グローバル優良会社に変貌することを期待致します。

○ 第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本招集ご通知10頁の事業報告「2.会社の現況(2)会社役員の状況④社外役員に関する事項イ.社外取締役を置くことが相当でない理由」に記載のとおり、当社は、現時点において、当社の業種、業態に鑑みて、社外取締役を選任していない現在の体制が最も適切であり、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は十分に確保されていると判断しているため、第4号議案に係る取締役候補者を選任する必要はないと考えます。

第5号議案 配当金額を配当性向30%にする件

以下については、提案株主から提出された株主提案書に記載された内容を転記したものであります。

提案の内容及び提案の理由

議案 一株配当金額を63円にする。

提案の理由:

東証上場企業の配当性向は平均30%強であります(2017年12月8日付け日経新聞)。貴社の2017年12月末の一株当たり利益予想(四季報ベース)は@209.40円であります。209.40×30%=62.82となり、63円の配当は合理的かつ適正な水準と考えます。引き続きの2018年12月期の業績も更なる増益予想(四季報ベース)であります。長期保有株主として、貴社の持続成長と益々のご繁栄を祈念します。

○ 第5号議案に対する取締役会の意見

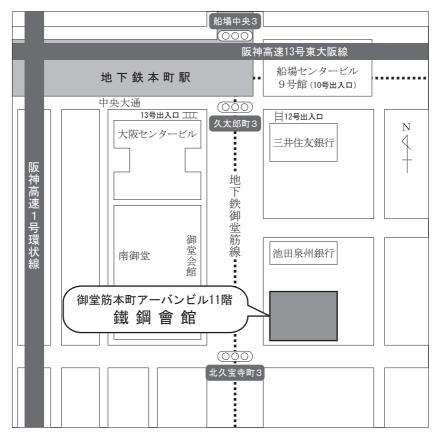
取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の配当に対する基本方針は、株主各位へ安定した配当を継続することを基盤として、業績に見合った還元をバランスよく循環することであります。当社は鋼材販売という市況の影響を受けやすい業種であることから、中長期にわたる持続的な利益成長を実現するために一定の内部留保を確保しつつ、業績連動を意識しながら、ある程度安定的に配当することが、当社株式を長期的に保有する株主各位に報いるものと考えております。以上の方針に基づき取締役会としては、第1号議案において1株当たり50円という剰余金の処分の件を提案させていただいております。これを超える配当金額を求める本議案は、当社の事業特性を無視し、東証上場企業の配当性向の平均値とされる数値を形式的に適用したものに留まり、当社としては、短期的な視点に立脚したものとして当社の今後の企業価値の向上を阻害するものと考えます。

〈メーモー欄〉			

〈メーモー欄〉			
-			

株主総会会場ご案内図



地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅 (10・12・13号出入口) 徒歩約3~7分 ※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。